

広報ふたば



祝 開庁 双葉町新庁舎



【表紙写真】 情報・交流が行き交うプラットフォームを目指して (新庁舎開庁式)

町民の皆さまへ

新庁舎で業務をスタートしてから早1カ月が過ぎようとしています。新庁舎の町長室の窓からは駅前交差点が、応接室の窓からはJR双葉駅が見え、また、夕暮れ時には阿武隈山地に沈む夕日を見ることができ、生まれ育ったふるさと双葉町がいかに自然に恵まれた素晴らしい町であったかと日々実感し、必ずや復興を成し遂げなければと決意を新たにしている次第です。

11年5カ月ぶりに双葉町での業務開始となった9月5日の朝、職員が次々に新庁舎に出勤する姿を見て「今日からが再スタート。新たな復興の第1歩が始まる」と胸が熱くなりました。

同日行われた朝礼では職員に対し、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故からの避難の経緯を振り返りながら、「役場機能を川俣町、さいたまスーパードリーナ、埼玉県立旧騎西高校、いわき市東田町と4度の移転をしながら、本日、念願であった双葉町で業務を再開することができたことは職員の皆さんの頑張り、多くの皆さんのご支援とご尽力のお陰であり歴史に残る今日の日を迎えることができ、心から感謝している。戻って終わりではなく、これから住民の皆さんが住みやすい、住んで良かったと思えるような町内の環境整備に地を足着けて取り組まなければならぬ。職員一人ひとりが自覚を持って町民の皆さんの奉仕者として業務に取り組んでほしい。私も職員の皆さんの先頭に立って、初心を忘れることなく双葉町の復

興にまい進したい」と訓示を行いました。

9月6日、7日には双葉中学校の生徒9人が校外学習を行い、先生方の引率で双葉中学校をはじめ町内を見学しました。6日には新庁舎内の見学が行われ、応接室にて生徒の皆さんと懇談を行いました。生徒の皆さんは、震災当時は就学前の幼児であり、双葉町のことはほとんど記憶にないと思います。しかし、町立学校では総合学習などで双葉町の歴史や文化、復興の様子について映像などを通して学習しているので、今後のまちづくりや、どれくらい町の民が帰還するのか、役場はどのような業務があるのかなど目を輝かせながら意欲的に質問をされ、頼もしく感じました。

8月10日に第2次岸田内閣改造があり、双葉町に関係の深い復興大臣、経済産業大臣、環境大臣が交代になりました。それぞれの大臣がお盆明け頃からあいさつに来られ、双葉町内を視察されました。それぞれの大臣には、「帰還困難区域については早期に町内全域の除染に向けた道筋を示していただくよう、また、双葉町の復興は他の市町村と大きく異なる復興状況をご理解いただき、本格的な復興・再生に向けた取り組みを加速化することができると必要予算の確保と、きめ細かい支援を行っていただくようお願いいたします」と要望しました。

過ぎしやすい季節になりましたが、引き続き新型コロナウイルス感染症防止対策と併せて健康管理にはくれぐれもご留意されますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

UR都市機構との協定締結

9月5日、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）と「双葉町の復興まちづくり推進に関する連携協定」を締結しました。

この協定は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除により町民の帰還や経済活動が本格的に再始動することから、今後双葉町復興まちづくり計画（第三次）の実現に向け、まちづくりに関する取り組みを一層促進し、帰還促進・環境整備を推進するために新たに締結しました。



＜協定に基づく主な取り組み事項＞

- 帰還及び移住・定住の促進に関すること
- 交流人口・関係人口の創出・拡大に関すること
- 既存ストック活用の推進に関すること
- 公民連携まちづくりの推進に関すること
- まちづくり会社が実施する事業の支援に関すること

大事な投票、忘れずに!

10月30日(日)は、福島県知事選挙、 福島県議会議員補欠選挙の投票日です



任期満了に伴う福島県知事選挙が、令和4年10月13日(木)告示、令和4年10月30日(日)投票で行われます。あわせて、福島県議会議員補欠選挙が、令和4年10月20日(木)告示、令和4年10月30日(日)投票で行われます。皆さんの声を県政に生かす大切な選挙ですので、棄権しないで投票しましょう。

■投票できる方

【福島県知事選挙】

- ・日本国民で、満18歳以上の方(平成16年(西暦2004年)10月31日までに生まれた方)
- ・令和4年7月12日までに双葉町に転入届を提出し、引き続き双葉町に住民登録をされている方
- ※7月13日以降に双葉町に転入届を提出された方は、双葉町の投票所(期日前投票所含む)では投票はできませんので、旧住所地の選挙管理委員会へご確認ください。

【福島県議会議員補欠選挙】

- ・日本国民で、満18歳以上の方(平成16年(西暦2004年)10月31日までに生まれた方)
- ・令和4年7月19日までに双葉町に転入届を提出し、引き続き双葉町に住民登録をされている方
- ※7月20日以降に双葉町に転入届を提出された方は、双葉町の投票所(期日前投票所含む)では投票はできませんので、旧住所地の選挙管理委員会へご確認ください。

■投票所

10月30日(日)の投票は次の4カ所で行うことができます。

- ・双葉町役場(中会議室1)
投票時間 午前7時から午後5時
- ・双葉町いわき支所(1階中会議室)
投票時間 午前7時から午後7時
- ・双葉町郡山支所(1階会議室)
投票時間 午前7時から午後5時
- ・双葉町埼玉支所(2階203会議室)
投票時間 午前7時から午後5時

※いわき支所と双葉町役場・埼玉支所・郡山支所は投票終了時間が異なりますので、ご注意ください。

○全国各地に避難されている皆様へ

全国の市区町村の選挙管理委員会ですべての不在者投票を行うことができます。

投票方法及び請求用紙につきましては、10月上旬に郵送の「選挙のお知らせ」をご確認ください。

※上記の各投票所(右記の期日前投票所含む)で投票できる方は請求しないでください。請求してからでは、期日前投票所や当日投票所で投票できなくなるおそれがあります。

■期日前投票

投票日当日、投票できない方は期日前投票で投票できます。期日前投票所は次のとおりです。

期日前投票所の名称	期日前投票所を設ける期間
双葉町役場 (中会議室1)	10月27日(木)～29日(土) 午前9時～午後5時
双葉町いわき支所 (1階中会議室)	10月14日(金)～29日(土) 午前8時30分～午後8時 ※10月14日～10月20日の間は、福島県知事選挙の投票のみとなります。
双葉町郡山支所 (1階会議室)	10月27日(木)～29日(土) 午前9時～午後5時
双葉町埼玉支所 (2階203会議室)	10月27日(木)～29日(土) 午前9時～午後5時
平体育館 (会議室1)	10月21日(金) 午前10時～午後4時
復興公営住宅勿来 酒井団地 (集会所)	10月22日(土) 午前10時～午後4時
原町生涯学習センター 「サンライフ南相馬」 (会議室)	10月23日(日) 午前10時～午後4時
白河市総合運動公園 陸上競技場 (事務室)	10月24日(月) 午前10時～午後4時
福島県青少年会館 (第5研修室)	10月26日(水) 午前10時～午後4時

【問い合わせ先】 双葉町選挙管理委員会(双葉町役場総務課内) ☎ 0240-33-0124



新庁舎開庁式

8月27日、JR双葉駅前に建設された役場新庁舎の開庁式が執り行われました。開庁式には、秋葉賢也復興大臣をはじめ約80人の来賓の方々が出席され、コーラスふたばの皆さんによる「国歌」「町民の歌」未来をみつめてから始まりました。

初めに、伊澤史朗町長が「震災から12年目を迎え、ようやく行政機能を町内に戻すことができたのも、皆さまの多大なるご協力、ご支援によるものと心より感謝申し上げます。この新庁舎は、情報・交流が行き交うプラットフォームを目指して整備を進めてきました。職員一同が新しい未来の双葉町の姿を目指し、町の復興に向けより一層尽力するとともに、町民の皆さまに親しまれ、多くの方々との交流が深められるまちづくりの拠点となるよう努めてまいります。全国の、双葉町の復興を信じて支援していただいたすべての皆さまに感謝を申し上げます」と式辞を述べました。

来賓祝辞では秋葉賢也復興大臣が「今後も生活基盤の整備が進み、町の新たな魅力が高められることが重要なことだと思っています。新庁舎の開庁、そして特定復興再生拠点区域の避難指示解除は町の復興、再生のまさにスタートラインであると強く感



▲ 秋葉賢也復興大臣



▲ 西村康稔経済産業大臣

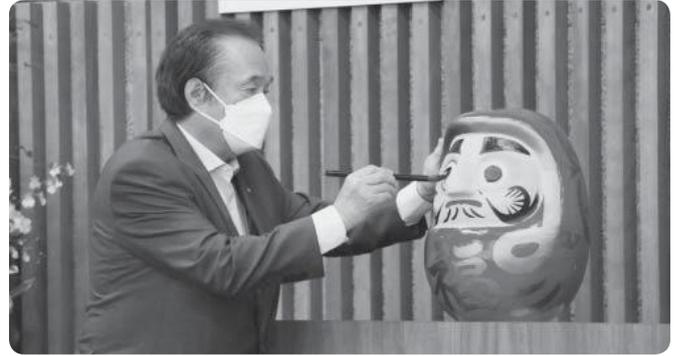
じています。引き続き双葉町の皆さんの声をしっかりと伺いながら、町の復興、再生を全力で支えてまいります」と述べました。続いて西村康稔経済産業大臣、小林茂樹環境副大臣、太田房江原子力災害現地対策本部長、内堀雅雄福島県知事、遠藤智双葉地方町村会長、伊藤哲雄町議会議長が祝辞を述べました。

式典では、伊澤町長により双葉ダルマへの目入れも行われました。今回目入れされたダルマは、震災の年の仕事始めの日に左目に目入れされましたが、震災により、11年5カ月もの間旧役場庁舎内に置かれ右目への目入れができません。いままになつていたものです。これまで数えきれない程の支援をしてくださった方々への感謝の意が込められるとともに、開庁に伴い町の更なる発展が祈念され、目入れが行われると、列席者からたくさん拍手が送られました。

最後に、新庁舎のエントランス前でテープカットが行われ、標葉せんだん太鼓保存会の皆さんによる力強い記念演奏が開庁式に花を添えました。



▲ コーラスふたばによる合唱



▲ 双葉ダルマへの目入れ



▲ 庁舎前でのテープカット



▲ 標葉せんだん太鼓保存会による演奏

畠中源一京丹波町長町内視察

8月26日、友好町である京都府京丹波町の畠中源一町長が町内を訪れました。

畠中京丹波町長は、伊澤史朗町長の案内のもと町新庁舎内や駅西住宅等JR双葉駅周辺を視察され、8月27日には来賓として新庁舎開庁式に出席されました。



卯

(ウサギ) 年生まれの皆さん、
広報ふたばに新年の抱負を掲載しませんか

- 掲載号：令和5年1月号
 - 文字数：300字程度
 - 原稿締切：11月30日(水)
- ※顔写真が1枚必要となります。

寄稿して下さる方には、原稿用紙をお送りします。
詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

秘書広報課 ☎0246-84-5200 (いわき支所代表)
✉ hisyo-koho@town.futaba.fukushima.jp

駅西住宅再募集のご案内

次の住宅を再募集します。

- | | | | |
|------------|------|----|--|
| ● 駅西災害公営住宅 | 2戸 | | |
| ・タウンハウス | 3DK | | |
| ● 駅西再生賃貸住宅 | 5戸 | | |
| ・タウンハウス | 3DK | 3戸 | |
| ・戸建 | 1LDK | 2戸 | |

令和5年4月からの入居が可能となります。

申込方法等詳細は、総務課管財係にお問い合わせください。

☎0240-33-0124
(受付時間 8:30~17:00)

第3回双葉町議会定例会

9月13日招集の令和4年第3回双葉町議会定例会で、伊澤史朗町長が行政報告を行いました。その概要をお知らせします。



行政報告



6月定例会以降の行政報告

―双葉郡スポーツ交流大会―

7月3日、富岡町をメイン会場として、令和4年度双葉郡スポーツ交流大会が開催されました。双葉町からは、野球、バレーボール、剣道、バスケットボールに出場しました。

双葉町チームは、バレーボールが優勝、バスケットボールが準優勝など見事な成績をおさめました。選手の皆さんの力強いプレーに大変勇気づけられたところがあります。

―国への要望活動―

7月15日に松野内閣官房長官、また7月30日には公明党東日本大震災復興加速化本部が町内を視察され、その中で特定復興再生拠点区域における取り組みの具体化について、復興のスタートに立つ双葉・大熊両町への重点的サポート、福島第一原子力発電所の廃炉を担う東京電力への監督・指導、ALPS処理水をめぐる責任を持った対応について重点的に要望いたしました。

さらに7月26日には自由民主党東日本復興加速化本部、環境省、復興庁、経済産業省を訪問し大熊町と合同での要望活動を行いました。



―相馬野馬追―

7月23日から25日にかけての3日間、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が南相馬市で3年ぶりに開催されました。浪江町内で標葉郷の出陣式が行われ、双葉町騎馬会からは7騎の騎馬武者が出陣し、五郷の騎馬武者とともに雲雀ヶ原祭場地に向けて進軍され、甲冑競馬、神旗争奪戦などに参加し、無事に凱旋いたしました。



―新庁舎開庁式―

8月27日、JR双葉駅前を整備中でありました双葉町役場の新庁舎が完成し、関係者の皆さんを招待して開庁式を開催しました。

今後、役場庁舎を中心に更なる町の復興を進め、町民の皆さんに親しまれながら多くの方々との交流が深められる拠点となるように努めてまいります。なお、9月5日から新庁舎で業務を

開始し、11年5カ月ぶりに町内で役場機能を再開しました。

―特定復興再生拠点区域 避難指示解除―

平成29年9月に国から認定を受けました双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画により概ね5年を目前に、同区域の避難指示を解除し、居住を可能とするため、放射線量の低減化や生活環境の整備、復旧などに取り組んでまいりました。1月からは準備宿泊を開始し、5月から6月にかけて住民説明会を開催し、町民の皆さまのご意見を伺い、その結果、国で定める避難指示解除要件が充足されたことから、議会の皆さまに同地区の避難指示解除についてご了承をいただきました。

それを受けまして、石井正弘原子力災害現地対策本部長、鈴木正晃福島県副知事、町側からは伊藤哲雄町議会議長と私の三者で令和4年8月30日午前0時をもって、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除することに同意し、その後7月26日に国の原子力災害対策本部にて同区域の避難指示解除が決定されました。



―帰還困難区域に係る意見交換会―

一方で、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の取り扱いについては、

昨年8月に国の方針が示され、帰還意向の調査が今夏に行われることから、5月から6月にかけて住民説明会を併せて行いました。その後、7月から8月にかけて特定復興再生拠点区域外帰還困難区域の帰還、居住に向けて、対象となる町民の方々と意見交換会が行われたところです。8月には調査対象の方々に意向確認調査書類が郵送されましたので、今後、ご意向が取りまとめられた後に、除染範囲等の調整が行われることとなります。

― 双葉駐在所開所式 ―

特定復興再生拠点区域が避難指示解除される前日の8月29日には、双葉警察署浪江分庁舎双葉駐在所の開所式が執り行われました。福島県警察本部、双葉警察署そして双葉警察署浪江分庁舎の皆さんの尽力により、再開することができました。町の防犯の要である「駐在所」の再開は、町内に帰還し、生活される町民の皆さんにとって、安心、安全のためにも大変心強いことでもあります。

― 防犯・防災パトロール出動式 ―

特定復興再生拠点区域が避難指示解除された当日、8月30日には、双葉警察署と共催により、防犯・防災パトロール出動式を執り行いました。

出動式には、双葉警察署浪江分庁舎のほか、浪江消防署、双葉町消防団、並びに浪江地区防犯指導隊双葉分隊、そして本町の町内巡回パトロールを担っていたいる事業者の皆さんのご参加をいただきました。また、当町にとつて、11年5カ月ぶ

りに地元へ帰還する記念すべき日にあたり、福島県警察音楽隊の皆さまによる演奏で、この出動式に花を添えていただきました。

出動式に当たり、私からこれまで防犯・防災対策を担っていただいたことに対し、感謝を申し上げます。また、あらためて、町民の皆さんの帰還、居住が進んでいく中で、防犯、防災面でしっかりと双葉町を守っていただくように、巡回の強化をお願いいたします。



― 県民スポーツ相双地域大会 ―

9月4日、南相馬市において、第75回福島県総合体育大会県民スポーツ大会相双地域大会が開催されました。双葉町からは、壮年ソフトボール、9人制バレーボールに出場しました。

天候にも恵まれ、選手たちの元気あふれるプレーで、壮年ソフトボールが3位、9人制バレーボールが2位という成績をおさめられました。

***** 震災後初 営農再開 *****

9月7日から下羽鳥地区で震災後町内で初となるブロッコリーの作付けが始まりました。営農再開した担い手は、震災前に同地区で営農していた木幡治さんと(株)JAアグリサポートふたばです。

獣害対策のため、電気柵を設置することから始まり、9月12日までに約6反の畑に約19,200本の苗が植えられました。

定植機による植え付け後、しっかりと植え付けできなかった苗や間が空いたところへの苗の補植作業が丁寧に行われました。

今回作付けされたブロッコリーは12月に収穫され、モニタリング検査後出荷される予定です。



令和4年度 町政懇談会開催のお知らせ

町民の皆さまにおかれましては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から11年6カ月が経過した今も、様々な不安を抱えながら日々の生活を送られていることと存じます。

このような中、双葉町は、町の復旧・復興と町民の皆さまの生活再建、帰還環境整備などの課題に全力を挙げて取り組んでいるところです。

今回、町政全般について、町民の皆さまの率直なご意見やご要望等をお伺いし、下記のとおり町政懇談会の開催を予定していますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により変更することがあります。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者同士の身体的距離を確保し開催します。マスクの着用、手指の消毒、氏名・居所・連絡先電話番号等の受付名簿へのご記入、検温（出発前に自宅にて・会場入り口前）のご協力をお願いいたします。

月 日	時 間	場 所	
11月 9日(水)	10:00～12:00	双葉町	双葉町役場 2階(大会議室2(議場)) 双葉町大字長塚字町西73番地4 ☎0240-33-2111(代表)
11月10日(木)	10:00～12:00	宮城県 仙台市	TKPガーデンシティPREMIUM 仙台西口 ホール6C 仙台市青葉区中央1-2-15 ソラプラザ ☎022-208-7515 ※会場へは公共交通機関をご利用ください。
	15:00～17:00	福島市	サンライフ福島 2階(大研修室) 福島市北矢野目字檀ノ腰6番地の16 ☎024-553-5529
11月11日(金)	10:00～12:00	郡山市	福島県農業総合センター 1階(多目的ホール) 郡山市日和田町高倉字下中道116番地 ☎024-958-1700
11月12日(土)	10:00～12:00	新潟県 柏崎市	柏崎市産業文化会館 2階(第2会議室) 柏崎市駅前2-2-45 ☎0257-24-7633
11月16日(水)	10:00～12:00	いわき市	いわき市労働福祉会館 3階(大会議室1、中会議室1・2) いわき市平字堂ノ前22 ☎0246-24-2511 ※専用駐車場(16台)のほか、童子町駐車場(82台)もご利用いただけます。
11月17日(木)	10:00～12:00	埼玉県 加須市	キャッスルきさい 1階(多目的室) 埼玉県加須市根古屋633番地10 ☎0480-73-3101
	15:00～17:00	茨城県 つくば市	つくば国際会議場 4階 中会議室406 茨城県つくば市竹園2丁目20-3 ☎029-861-0001 ※会場へは公共交通機関をご利用ください。
11月18日(金)	10:00～12:00	東京都	全国町村会館 2階(ホールB) 東京都千代田区永田町1-11-35 ☎03-3581-6767 ※会場へは公共交通機関をご利用ください。
11月24日(木)	14:00～16:00	白河市	サンフレッシュ白河 1階(会議研修室) 白河市久田野城内31 ☎0248-31-1019
11月25日(金)	10:00～12:00	いわき市	復興公営住宅勿来酒井団地(集会所) いわき市勿来町酒井青柳8-2 ☎0240-33-0125(秘書広報課)

【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎0240-33-0125

町内視察が行われました

8月18日には内堀雅雄福島県知事が、8月30日には熊本県嘉島町長である荒木泰臣全国町村会長が町内を訪問されました。

JR双葉駅周辺の役場新庁舎内や駅西住宅の建築状況等を視察された後、内堀県知事とは、双葉町役場コミュニティーセンター連絡所の会議室において意見交換が行われ、伊澤史朗町長は町への継続的な支援について要望しました。



▲ 荒木全国町村会長町内視察



▲ 内堀県知事町内視察



▲ 内堀県知事との意見交換

秋葉復興大臣来庁

8月19日、秋葉賢也復興大臣が就任の挨拶のため町いわき事務所に来庁され、伊澤史朗町長、伊藤哲雄町議会議長と意見交換が行われました。

秋葉復興大臣は「長い闘いであり、今がスタートライン。これからも足を運びながらしっかりと積み上げていきたい」と述べました。また、伊澤町長は、帰還困難区域全域の除染に向けた道筋を早期に示すこと及び本格的な復興・再生に向けた取り組みを加速化できるよう十分かつきめ細かい支援を行うこと等について強く要望しました。



西村経済産業大臣来町

8月18日、新たに就任された西村康稔経済産業大臣が来町され、産業交流センターでは伊澤史朗町長、伊藤哲雄町議会議長と意見交換が行われました。

伊澤町長は、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた取り組みやALPS処理水の海洋放出及び廃炉を担う東京電力への指導・監督の徹底について重点的に取り組み、住民帰還や移住・定住促進など復興への取り組みについても全力で後押しいただくよう強く要望しました。



双葉駐在所開所式

8月30日の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に先立ち、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により閉鎖していた双葉駐在所の開所式が8月29日に行われました。

伊澤史朗町長は、「町内に帰還し、生活される町民の皆さまにとって身近な存在である駐在所が再開されることは大変心強い。双葉町を守っているという意識を持ち、日々の警ら活動に当たっていただきたい」と式辞を述べました。

町の安全・安心を守るため、双葉駐在所には8月30日から警察官が住み込みで常駐しています。



特定復興再生拠点区域避難指示解除カウントダウンイベント おかえりプロジェクト

8月30日の午前0時に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されることを記念し、8月29日、JR双葉駅前の広場において町民有志の団体の皆様のご協力のもと、一般社団法人ふたばプロジェクト主催により「おかえりプロジェクト」が開催されました。会場には、町観光協会の皆様により提灯が灯され、有志の皆様により来場した方々へお蕎麦やドリンク等が振る舞われました。

イベントでは、町にゆかりのある方によるフリートークの他、キャンドルジュンさんによるキャンドルナイトが行われました。一つひとつのキャンドルに会場にいる方々の手で火が灯され、会場は温かい明りに包まれました。



伊澤史朗町長も、震災当時のことを振り返りながら避難指示解除への思いを語り、会場にいる方は静かに耳を傾けました。

午前0時が迫ると会場全体でカウントダウンの声が上がり、午前0時には一般社団法人ふたばプロジェクトの宇名根良平事務局長により「双葉町、ただいま」と希望の扉が開かれました。

イベント終了後には、ダルマ市のPRキャラクターである双葉ダルマさんから広報ふたばの号外が配布されました。イベントで使われた「希望の扉」は、JR双葉駅の旧駅舎に展示されています。





防犯・防災パトロール出動式



特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された8月30日、JR双葉駅前で防犯・防災パトロール出動式が行われ、双葉警察署の他、浪江分庁舎、福島県警察音楽隊、浪江消防署、双葉町消防団本団等約40人が参加しました。

伊澤史朗町長は、全町避難となった町の防犯・防災対策をこれまで担っていただいたことへの感謝を述べるとともに、「防犯・防災の面でこれからも双葉町を守っていくという自信と自覚をもって各々の活動をしていただきたい」と述べました。

町戸別巡回パトロール隊業務統括責任者である一般社団法人ふたばプロジェクトの祓川正道事務局次長による出動申告の後、パトカー、消防車等による町内パトロールが行われました。



双葉中学校校外学習

9月6日と7日、町立双葉中学校の生徒9人が町内で校外学習を行いました。6日は、JR双葉駅東側地区を歩いて見学し、役場新庁舎では伊澤史朗町長と懇談の時間が設けられました。双葉中学校にも訪れ、震災から11年以上が経過した学校の状況を肌で感じていました。7日には、浪江町立請戸小学校、東日本大震災・原子力災害伝承館及び産業交流センターを見学しました。

今回の校外学習は、「双葉町のいま ～町に行って知ること 感じること 学ぶこと」をテーマとした総合的な学習の時間の一環で行われ、生徒たちはこれまでの調べ学習と今回の校外学習を基にまとめの学習をし、10月には町立学校で行われる梅檀祭で、12月にはふるさと創造学サミットで学習の成果を発表する予定です。



双葉町の人事行政の運営等の状況の公表

双葉町における「人事行政の運営等の状況」を条例に基づきお知らせいたします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用候補者試験・職員選考の実施状況(令和3年度実施)

区分	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数		採用者数	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
行政職	8	7	7	5	5	1	2	0	2	0
土木職	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0
学芸員	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0
合計	11	9	10	7	6	1	3	0	3	0

(2) 職員の退職の状況(令和3年4月1日～令和4年3月31日)(単位:人)

	定年退職	普通退職	死亡退職	懲戒免職	計
人数	2	4	0	0	6

(3) 職員の定数の状況(令和4年4月1日現在)(単位:人)

部局	定数	職員数	差引
町長事務部局	95	89	▲6
議会事務部局	2	2	0
農業委員会事務部局	1(3)	1(3)	0
教育委員会事務部局	15	12	▲3
選挙管理委員会事務部局	(3)	(3)	(0)
監査委員事務部局	(2)	(2)	(0)
合計	113(8)	104(8)	▲9(0)

(注) ()内は兼務職員数です。

(5) 国との給料月額の水準比較(ラスパイレス指数)の状況

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
一般行政職	92.5	90.2	89.5	86.9

(注)「ラスパイレス指数」は、国家公務員の給料を100とした場合の町職員の給与水準を示したものです。

(4) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)(単位:人)

区分	部門	職員数		対前年増減数
		令和3年	令和4年	
一般行政	議会	2	2	0
	総務	45	46	1
	税務	5	5	0
	農林水産	7	6	▲1
	商工	2	2	0
	土木	13	13	0
	民生	5	5	0
	衛生	9	8	▲1
	計	88	87	▲1
教育		10	12	2
一般行政+教育		98	99	1
特別会計	下水道	1	1	0
	その他	4	4	0
	計	5	5	0
合計		103	104	1

(注) 定員管理調査における職員数です。

2. 職員の勤務時間、勤務条件及びサービスの状況

(1) 職員の勤務時間(令和3年4月1日現在) <標準的なもの>

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休息時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	廃止	12:00~13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

年度	総付与日数(日)	総使用日数(日)	全対象職員数(人)	平均使用日数(日)	取得率(%)
令和3年度	2,725	806	82	9.8	29.6%
令和2年度	2,468	664	73	9.1	26.9%

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

年度	時間外・休日勤務総時間	職員一人あたりの平均時間
令和3年度	15,293時間	178時間
令和2年度	13,833時間	170時間

(注) 特別職、管理職は除く。

(4) 育児休業の状況(令和3年4月1日～令和4年3月31日)(単位:人)

	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	0	2
前年度から引き続けている者	0	3

3. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

処分事由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

(注) 地方公務員法第28条第1項及び第2項

(2) 懲戒処分者数 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:人)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	訓告	嚴重注意	計
法令、条例等に違反した場合	0	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0	0

(注) 地方公務員法第29条第1項

4. 職員の服務の状況 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:人)

区分	内容	地方公務員法	違反者数
服務の宣誓	職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない	第31条	0
命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令にしたがわなければならない	第32条	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない	第33条	0
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする	第34条	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務にのみ専念しなければならない	第35条	0
政治行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与するなど、政治活動等をしてはならない	第36条	0
争議行為等の禁止	職員はいわゆるストライキ等をしてはならない	第37条	0
営利企業等従事制限	職員は任命権者の許可なく、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない	第38条	0
合計			0

5. 職員の研修状況 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

研修・講座名	研修場所(主催)	実施年月	実施日数	受講者数
新規採用職員前期研修	ふくしま自治研修センター 双葉町役場いわき事務所(オンライン)	令和3年4月～10月	1～3日	3名
新規採用職員後期研修	双葉町役場いわき事務所(オンライン)	令和3年10月～令和3年12月	2日	3名
新任係長研修	双葉町役場いわき事務所(オンライン)	令和3年9月	2日	2名

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

健康診断の種類	受診者数(人)	健康診断の種類	受診者数(人)
胃がん	41	腹囲測定	137
血圧測定	101	聴力検査	137
心電図検診	136	前立腺がん検診	43
眼底検査	124	人間ドック	36
尿検査	137	脳ドック	18
大腸がん検診	101	子宮がん予防検診	13
血液検査	135	乳がん予防検診	17
胸部X線検査	133	延べ受診者数	1,309

(2) 職員健康増進事業 (令和3年度分)

事業名称	受診者数・受講者数
ストレスチェック(計1回)	全職員
個別面談(計2回)	全職員
市町村派遣職員等メンタルヘルス研修	4名

7. 勤務条件に関する措置の要求の状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

継続件数	措置要求件数
0	0

(注) 地方公務員法第46条の規定に基づき職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求

8. 不利益処分に関する不服申立の状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

継続件数	不服申立件数
0	0

(注) 地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分に対する審査請求又は異議申立て

被災者生活再建支援金の申請を受付しております

1 制度概要

自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援する制度です。なお、東日本大震災を対象とした当支援金の支給対象世帯は次のとおりです。

1. 住宅が自然災害により「全壊」または「大規模半壊」した世帯。
2. 住宅が自然災害により「半壊し、やむを得ず解体を行った（半壊解体）」世帯。

2 支援金の支給額

支給額は、次の基礎支援金と加算支援金の合算額となります。

（複数世帯：被災時の世帯人数が2人以上 単数世帯：被災時の世帯人数が1人）

ただし、配偶者やその他親族から危害を加えられる恐れがある等の事情により、別居されている方の住居が被災された場合、被災当時、加害者である配偶者やその他親族と住民票上は同一世帯であっても、別に生活していること（※）が明らかであれば、住民票上の世帯主に限ることなく申請は可能となります。

※水道、電気等の料金明細等により、被災当時の住居に生活の本拠として居住していたことを確認します。

基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

住宅の被害程度		全壊	半壊解体	大規模半壊
支給金額	複数世帯	100万円	100万円	50万円
	単数世帯	75万円	75万円	37.5万円

※大規模半壊で支援金が支給された世帯も、やむを得ず解体した場合は、半壊解体と同じ扱いになり、差額分を申請することができます。

※半壊解体は、住宅の解体完了後に申請ができます。

※半壊解体及び大規模半壊でやむを得ず解体による差額申請の場合でも、公共事業予定地（中間貯蔵施設、双葉駅西側地区生活拠点、復興シンボル軸（道路拡幅工事）など）については対象外となります。

加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借
支給金額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単数世帯	150万円	75万円	37.5万円

※賃借は、公営住宅、仮設住宅、借上げ住宅を除きます。

※住宅を賃借して支援金を受給したのち、住宅を建設・購入（または補修）する場合は、受給済額との差額分を申請することができます。

3 支援金の申請に必要な書類

基礎支援金

- ① 被災者生活再建支援金支給申請書
- ② 住民票謄本（世帯全員分、続柄・本籍地が記載されているもの）
- ③ 振込先預金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、名義人（フリガナ）記載部分）
- ④ り災証明書原本 ※戸籍税務課の家屋被害認定調査を受ける必要があります。
- ⑤ 解体証明書 ※「半壊解体」または「大規模半壊でやむを得ず解体」により申請する場合に必要です。

※環境省の解体リストで家屋解体の確認後、申請対象となる方には、住民生活課より「解体証明交付申請書」をお送りします。

加算支援金

- ⑥ 住宅建設・購入（または補修）に関する契約書の写し（住宅の所在地、工期（引渡日）、金額、契約日、注文者と受注者（販売者）の署名押印が記載されている箇所）

※⑥は加算支援金を申請する場合に添付してください。

4 申請期限

1. 基礎支援金：令和5年4月10日まで
2. 加算支援金：令和5年4月10日まで

～教育長メッセージ～

夢と希望のある「学び」へ

● 双葉町の新たな歴史の幕開け

9月5日、双葉町新庁舎において、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故後11年5カ月振りに、業務が再開されました。役場職員の皆さんも、いわき事務所からの引っ越し作業の疲れも見せず、晴れ晴れとした様子で伊澤史朗町長からの訓示をかみしめていました。全職員が一丸となって、双葉町の新たな歴史を築くために復興・創生にまい進する事を確認できた瞬間ではなかったかと思います。

さて、10月に入り学校では、学力向上に取り組む一方で、多くの体験学習を企画しております。第7次福島県総合教育計画が策定され、「育成したい人間像」として、『急激な社会の変化の中で、自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる人』が掲げられました。そして、年次計画として「学びの変革推進プラン」が作成され、教育の主な課題から、本県の「強み」や「成果」はいかしつつ、課題克服に向け「学び方」や「学校の在り方」を見直す観点から次の6つの施策が示されました。

- 1 「学びの変革」によって資質・能力を確実に育成する。
- 2 「学校の在り方の変革」によって教員の力、学校の力を最大化する。
- 3 学びのセーフティーネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壌をつくる。
- 4 福島で学び、福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育を推進する。
- 5 人生100年時代を見通した多様な学びの場をつくる。
- 6 安心して学べる環境を整備する。

これらの施策を、教職員と共有しながらしっかりと協議を重ね、学校現場の現状に照らし合わせ、できるところから実効あるものとなるよう取り組んでまいりたいと思います。

● 双葉中学校生徒、新庁舎見学！ 伊澤町長と意見交換！

9月6日、双葉中学校の生徒9人は校長先生はじめ教職員9人の引率により校外学習として双葉町を訪れました。掲げたテーマは「双葉町のいま～町に行き行って知ること、感じることを、学ぶこと」そして、復興の現状を知り、町に対する思いやこれからの自分の生き方を考える機会とすることを目的として実施されました。生徒の皆さんと先生方が応接室に通され、伊澤町長から歓迎の言葉と双葉町の復興についてお話をいただきました。何よりも伊澤町長の満面の笑顔が印象に残りました。生徒たちの輝く眼差しを見て、町の将来への興味・関心の高さが伝わってきたからだと思います。役場の業務や、町西側に展開する住宅ゾーンについて質問があり、伊澤町長から丁寧に説明いただきました。

その後は、双葉中学校の校舎内も見学。音楽室では、音楽科教諭のピアノ伴奏で校歌を全員で歌い感激したと担当職員より聞きました。2日目は、浪江町立請戸小学校や東日本大震災・原子力災害伝承館、産業交流センターでの学習で、大変有意義な校外学習になりました。ふたばプロジェクトの職員にアテンドいただき、貴重な学びを体験できました。ありがとうございました。



双葉町教育委員会教育長 館下 明夫

防災出前講座

8月31日、町立学校仮設校舎体育館で「そなえるふくしま防災出前講座」が行われ、双葉南・北小学校の3年生から6年生までの児童が参加しました。

この出前講座は福島県主催で実施され、「防災とは？」から始まる説明の後、防災に関するクイズやVR体験等が行われました。今回の出前講座を通して、「避難する際にいちばん大切なこと」や「避難する際に持っていく物」「津波警報が出たときに最初にすること」など地震・水害への備えや避難の対処方法について、一人一人が具体的に考えながら防災に関する知識を身に付けました。



令和5年度 ふたば幼稚園入園のご案内

双葉町では、令和5年度双葉町立ふたば幼稚園の入園児を募集します。多くの園児の姿が見られることを心待ちにしております。

◆所在地 福島県いわき市錦町御宝殿56

◆入園資格 右表のとおり

◆経費 ①入園料 } いずれも無償です。
 ②授業料 }
 ③その他：給食・教材費等

※③については町により一部補助されます。

入園を希望される方は、問い合わせ先にご連絡ください。「入園申請書」をお送りしますので、記入・押印のうえ提出をお願いします。

◆提出期間 10月3日(月)～10月31日(月) (8時30分から17時15分まで)

3歳児	平成31年4月2日～ 令和2年4月1日生まれ
4歳児	平成30年4月2日～ 平成31年4月1日生まれ
5歳児	平成29年4月2日～ 平成30年4月1日生まれ

【問い合わせ先】 教育委員会 教育総務課 ☎0246-84-5210



三字の神楽・前沢の女宝財踊の奉納について

令和4年10月10日(月・祝)、前田稲荷神社(双葉町大字前田地区)において、三字の神楽、前沢の女宝財踊が奉納されます。

見学も可能ですので、ぜひご覧ください。

日時：10月10日(月・祝) 午前10時～

場所：双葉町大字前田字稲荷前37-3 稲荷神社境内

※天候等の事情により、奉納が中止になることもあります。

【問い合わせ先】 教育委員会 生涯学習課 ☎0240-33-0206

令和4年度 第7回双葉町民作品展覧会の開催について

令和4年度の町民作品展覧会を下記により開催いたします。町民の皆さんの作品を募集しております。

展示スペースに限りがあるため、出品状況によっては全ての作品を展示できない場合がございますので、予めご了承ください。

郡山会場

入場：無料

- 日 時：令和4年10月26日(水) 10:00～16:00
令和4年10月27日(木) 10:00～15:00
- 場 所：郡山ビッグアイ6階展示室（郡山市駅前2-11-1）
※第33回双葉町総合美術展と同時開催となります。
- 申込期間：令和4年10月 3日(月)～7日(金)

いわき会場

入場：無料

- 日 時：令和4年11月13日(日) 9:30～16:00
令和4年11月14日(月) 9:30～15:00
- 場 所：いわき市立植田公民館（いわき市植田町南町1-2-2）
※第52回勿来地区総合文化展会場内での開催となります。
- 申込期間：令和4年10月17日(月)～21日(金)

出品方法

申込期間内に申込書を作品とともに生涯学習課まで提出してください。

詳細については実施要綱をご確認ください。

申込書と実施要綱は町ホームページからのダウンロードや教育委員会窓口、各支所に準備しています。作品の返却については出品者自身での回収にご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 教育委員会 生涯学習課 ☎0240-33-0206

令和5年 双葉町はたちを祝う会(旧成人式)のお知らせ

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。18歳の多くが高校3年生で大学受験や就職の準備等で多忙な時期であり、本人にも家族にも大きな負担が掛かることや、飲酒・喫煙等の年齢制限が20歳であること等の理由から、双葉町では従来通り年度内に20歳を迎える方を対象に式典を開催します。

詳細については下記のとおりです。

日時 令和5年1月7日(土) 時間については検討中ですが、午後からを予定しています。

場所 双葉町役場もしくは産業交流センターを予定しています。
※双葉町での開催となります。

対象者 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方
(平成23年3月11日以降転出者も含む)

- その他**
- 対象者には、10月末までに案内状を送付します。
 - 宿泊を希望する対象者本人には、宿泊費(限度額あり)を補助します。
 - 同日、町内(駅前周辺)にてダルマ市を開催予定です。
 - 新型コロナウイルス感染症の状況によっては内容の変更や中止となる場合がありますのでご了承ください。



前回の様子

【問い合わせ先】 教育委員会 生涯学習課 ☎0240-33-0206

双葉ふれあいクラブからのお知らせ

令和4年9月4日に福島県総合体育大会 県民スポーツ大会相双地域大会が南相馬市で行われました。

双葉町からは、バレーボール競技と壮年ソフトボール競技に出場し、バレーボールが第2位、壮年ソフトボールがAブロック第3位となりました。

選手の皆さま、本当にお疲れ様でした。

またチームを支えてくださったサポーターの皆さま、関係者の皆さま、本当にありがとうございました。

大会の様子は、『ブログ ふたばのわ』に掲載しています。
右記のQRコードからご覧ください。



第9回 市町村対抗福島県ソフトボール大会開催のお知らせ

◆ 試合日時：10月8日（土）第二試合 11:15 試合開始

◆ 場 所：相馬光陽ソフトボール場 Dコート
〒976-0005 福島県相馬市光陽4丁目2-5
0244-37-2039



双葉町 対 会津坂下町

皆さまの応援よろしくお祈いします！



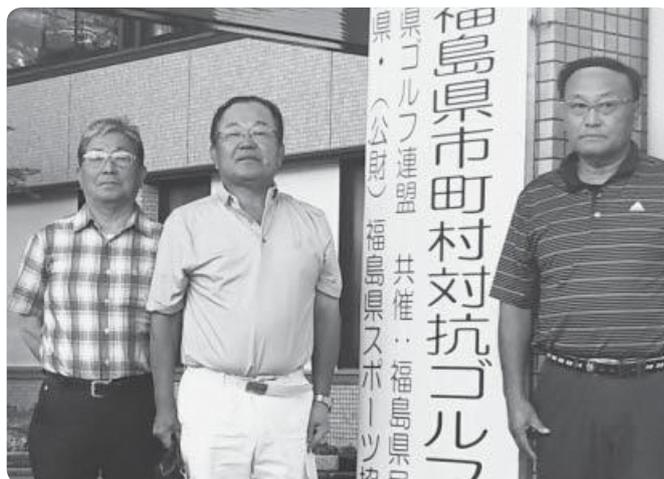
※新型コロナウイルス感染症の影響により、変更となる可能性もあります。

第23回 福島縣市町村対抗ゴルフ大会が開催されました

9月9日、二本松市の安達太良カントリークラブにおいて、福島県ゴルフ連盟主催による第23回福島縣市町村対抗ゴルフ大会が開催され、双葉町チームが参加しました。

大会には25市町村から44チーム134人が参加し、双葉町チームのメンバー3人も奮闘しました。

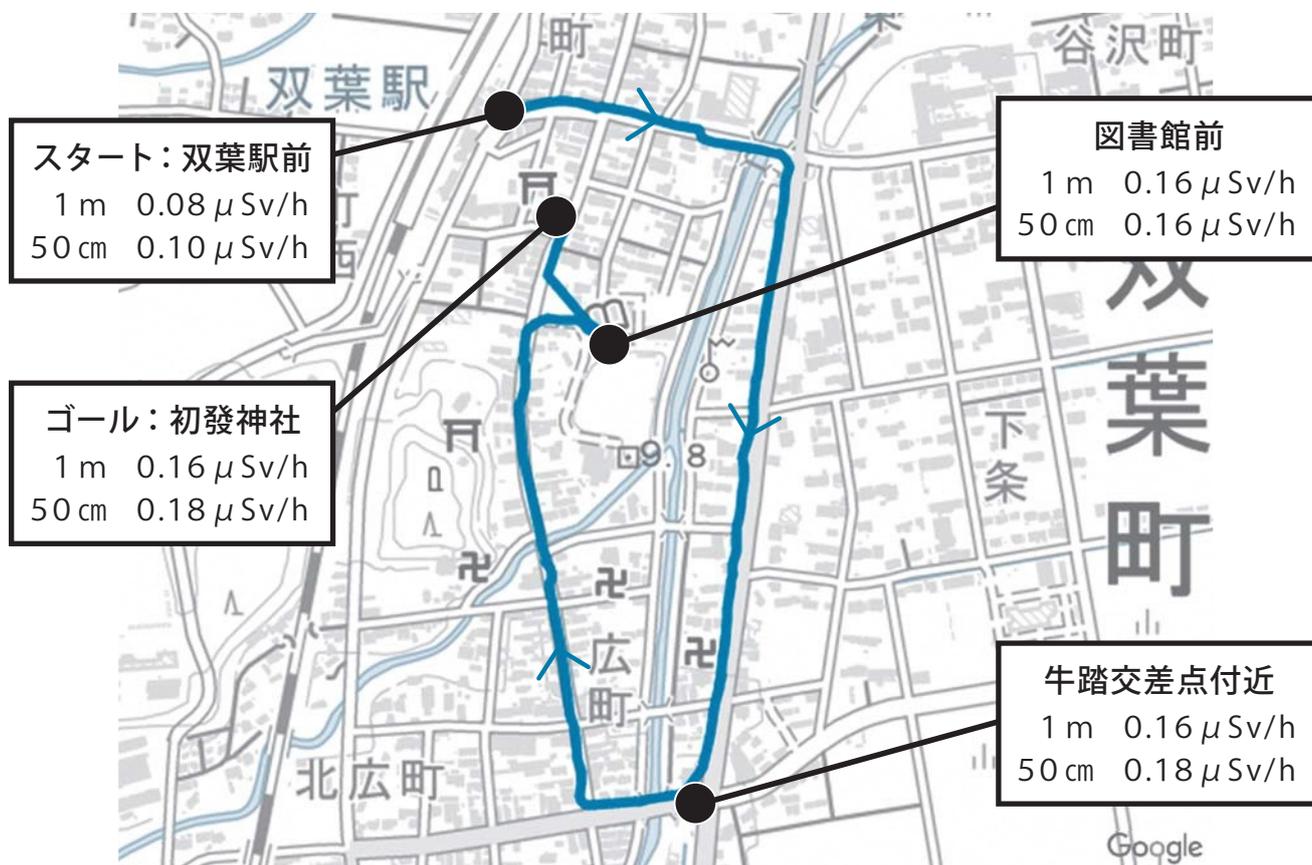
写真左から作田伊久雄さん（長塚二）、西内正一さん（三字）、武内裕美さん（長塚二）



◆ 双葉町の放射線に関する理解への取組について ◆

～ 特定復興再生拠点区域の避難指示解除を迎えて～

双葉町では、令和4年8月30日午前0時に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が行われ、復興への歩みを進めています。下記のとおり、JR双葉駅周辺の空間放射線量率を徒歩により測定しました。



- 【測定日(天気)】 8月19日(金) 晴れ
- 【測定時間】 11時04分～11時47分
- 【測定ルート】 双葉駅前 → 国道6号 → 牛踏交差点 → 図書館 → 初發神社
- 【測定機器】 NaIシンチレーション式サーベイメータ (TCS-172)
積算線量計 (DOSE e nano)
- 【測定方法】 定点 (上図 ●)
サーベイメータを使用して地面からの高さ1mと50cmを測定
歩行 (上図 ■)
積算線量計を使用して歩行ルートの積算線量を測定
- 【単位】 $\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト / 1時間あたり)

測定の様子



作成協力：放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター

JR双葉駅前をスタートとして初發神社までの約2kmを43分間で歩いたところ、積算線量は0.128 μSv でした。これは、胸部エックス線(レントゲン)撮影1回当たりの被ばく線量(約60 μSv)の400分の1以下の値です。特段、健康に影響を与えるレベルの線量ではないと考えられます。

放射線被ばく等に関する相談や不安等があれば健康福祉課健康づくり係へお気軽にご相談ください。



令和4年度 インフルエンザ予防接種の助成について

インフルエンザ予防接種は高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。予防接種後、免疫がつくまでにおよそ2週間、ワクチンの免疫効果は約5カ月といわれているので、流行前の12月上旬までに接種を受けておくと効果的です。

接種に関しては、効果や副反応など医師とよく相談してください。

定期のインフルエンザ予防接種の対象と助成

対象者

- ①双葉町に住民票がある方。 ②接種日に満65歳以上の方。
- ③接種日に満60歳以上64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に重度の障害（身体障がい者1級程度）がある方。

接種期間

令和4年10月1日～令和5年1月31日（この期間以外の接種は自己負担となります）

接種方法

福島県内にお住まいの方

- ・「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」を持参し、協力医療機関で接種できます（無料）。

福島県外にお住まいの方

- ・避難先自治体で接種方法を確認し、接種してください。
- 自己負担金が生じた場合は**令和5年2月末日まで**に「助成申請書」による手続きが必要です。
- ※福島県内の医療機関での接種を希望される場合は、双葉町健康福祉課にご相談ください。

注意事項

- ・インフルエンザ予防接種は、ご本人が希望して受けるものです。
- ・接種回数は1回です。
- ・受診の際は、新型コロナウイルス感染症にも留意し、マスクの着用・手指の消毒・混雑を避ける、などの感染症対策をお願いします。
- ・新型コロナワクチンの予防接種と間隔を空ける必要はありません。
- ・「高齢者インフルエンザ予防接種の通知が届かない」「紛失した」などの際は下記問い合わせ先までお電話ください。

小児インフルエンザ予防接種の助成

小児のインフルエンザは任意接種のため、予防接種費用の一部を助成します。接種に関しては、主治医とご相談のうえ実施してください。

対象者	双葉町に住民票がある 生後6カ月～中学3年生 の方
助成額	1回 2,000円（差額は自己負担となります）
助成回数	・生後6カ月～13歳未満…2回 ・13歳以上～中学3年生…1回
接種期間	令和4年10月1日～令和5年1月31日（この期間に接種したものが助成の対象となります）
接種方法と助成について	<ul style="list-style-type: none"> ①医療機関に予約し接種してください。 接種については保護者の同意が必要です。 ②接種費用は全額支払い、領収証を受け取ってください。 （費用は医療機関により異なります。） ③1回につき2,000円を上限に助成しますので、「助成申請書」※で町に申請してください。 申請の際には、①領収書②接種を受けた証明となる予診票か母子健康手帳（予防接種の記録欄）のコピーを添付してください。 申請期間は令和5年2月末日までです。
備考	・予診票の指定はありません。医療機関のものをお使い下さい。

※「助成申請書」は、町のホームページからもダウンロードできます。郵送も可能ですので、ご連絡下さい。

インフルエンザ Q&A



Q1 インフルエンザって？

「インフルエンザウイルス」に感染して発症します。38℃以上の発熱、頭痛や関節痛、せき、のどの痛みなどの症状が急に現れ、ご高齢の方や様々な慢性疾患を持つ方は肺炎を伴うなど重症化することがあります。

Q2 どうしてうつるの？

感染は次の2つのパターンがあります。

- ☆飛沫感染（飛沫に含まれたウイルスを吸い込んで体に入る）
- ☆接触感染（ウイルスのついたドアノブやスイッチなどに触った手で、口や鼻に触れることで体に入る）



Q3 インフルエンザがうつらないようにするには？

- ・流行前のワクチン接種が有効です。ワクチン接種をしている高齢者は、死亡の危険が1/5、入院の危険は1/3～1/2になると言われています。
- ・“手洗い”や“アルコール製剤での手指消毒”も効果的です。
- ・十分な休養とバランスのとれた栄養で免疫力を強化しておきましょう。
- ・密を避け、日頃から“咳エチケット”を心がけましょう。

Q4 受診の目安は？

急な発熱や全身の倦怠感を伴う場合は早めに医療機関を受診しましょう。受診の際には事前にかかりつけ医、又は都道府県の発熱相談窓口等に連絡をしてください。

Q5 新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンの接種間隔について

- ・新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンについては、接種間隔に制限がなくなりました。主治医と相談の上、接種をすすめてください。

注) 新型コロナワクチンとインフルエンザワクチン以外の予防接種は、互いに2週間以上の間隔をあける必要があります。



10月は「不正軽油撲滅強化月間」です

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して不正軽油の排除に取り組んでいます。

軽油に課税される軽油引取税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料、いわゆる「不正軽油」が正常な軽油と偽って販売、使用されている事例があります。

この不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染の問題のほか、公正な市場競争の阻害、更には暴力団等の資金源にもつながります。

「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない」

不正軽油の防止・撲滅には、皆さまのご協力と情報提供が欠かせません。不正軽油の情報提供については、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

【問い合わせ先】 相双地方振興局県税部 ☎0244-26-1127 FAX 0244-26-1128
不正軽油ホットライン（県庁総務部税務課） ☎024-521-7205 FAX 024-521-7905

双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金について

双葉町では、再生可能エネルギーの地産地消の仕組みづくりを推進することを目的とし、令和4年8月30日の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除に併せて、町内の住宅等に太陽光発電設備等を設置する方に対し補助金を交付しています。

1 補助対象機器および補助額

補助対象機器および補助額（1,000円未満切り捨て）
※すべて自家消費型の未使用品に限る。

対象機器	要件	補助額
住宅用 太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュールの公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力が10キロワット未満のもの（※増設の場合は、既設分との合計が10キロワット未満であること） 発電した電気が、住宅の居住部またはV2Hシステムを通じて電気自動車においてのみ使用されているもの 	最大16万円まで ※1キロワットあたり4万円（上限4キロワット）
住宅用 蓄電池システム	<ul style="list-style-type: none"> 定置用のリチウムイオン蓄電池で公称最大蓄電容量が1キロワットアワー以上のもの インバーター、パワーコンディショナ等の電力変換装置を加えたシステムとして一体的に構成されているもの 蓄電池から供給される電力が、住宅の居住部またはV2Hシステムを通じて電気自動車においてのみ使用されているもの 	最大20万円まで ※1キロワットアワーあたり4万円（上限5キロワットアワー）
V2Hシステム (ブイ・トゥ・エイチ) ※ Veicle to Home の略。 電気自動車充給電設備のこと。	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車から供給される電力が、住宅の居住部においてのみ使用されているもの 経済産業省および環境省の補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているもの、または一般社団法人CHAdeMO協議会(チャデモ)の認証を受けているもの 	最大10万円まで ※設置費用の2分の1が上限 ※パワーコンディショナ内蔵型の場合、パワーコンディショナは対象外

※申請は、補助対象機器ごとに住宅1戸または1世帯につき1回に限ります。
 ※過去に町から補助金の交付を受けている機器は対象外です。

2 対象区域 町内の避難指示解除区域および特定復興再生拠点区域

3 対象住宅 次の区分に応じた期間に補助対象機器を設置する住宅（※）
 (1) 避難指示解除区域 令和2年3月4日以降及び令和4年8月30日以降
 (2) 特定復興再生拠点区域 平成29年9月15日以降
 ※住宅に付随する建物や住宅の所在する敷地に補助対象機器を設置する場合を含む。

4 対象者 次のすべての要件を満たす方
 (1) 申請期間の末日までに対象住宅に補助対象機器を設置する方
 (2) 申請期間の末日までに電力会社と電力需給契約を締結する方
 (3) 町税等の滞納がない方

5 申請期間 令和5年3月20日（月）まで
 ※この日までに設置工事および電力会社との電力需給契約が完了しているものに限る。

6 申請方法 申請の際は、交付申請書等の提出が必要となりますので、復興推進課（☎0240-33-0127）までご連絡いただくか、町公式ホームページからダウンロードすることも可能です。

7 その他 福島県においても住宅用太陽光発電設備導入に対する補助事業を行っており、県、町それぞれに対して補助金を申請できる場合があります。県の補助金申請を希望される方は、下記へお問い合わせください。

福島県再生可能エネルギー推進センター（☎024-526-0070）

【問い合わせ先】 復興推進課 復興推進係 ☎0240-33-0127

まぐみみ福島



行政相談委員による相談所を開設します

10月17日（月）から23日（日）までの一週間は「行政相談週間」です。

行政相談は、役所（国、県及び市町村）などの仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

総務省行政相談センター

◆ 行政相談所の開催：日時 10月20日（木）午前9時～正午
 場所 双葉町いわき支所
 行政相談委員：武内裕美さん（長塚二）

【連絡先】 武内 裕美 ☎090-3980-2504

【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎0246-84-5200（いわき支所代表）

● 双葉町合併70周年記念式典を開催します ●

この度、産業交流センターにて、双葉町合併70周年記念式典を実施します。午前の部では招待者のみの式典を行い、午後の部ではご来場の皆さまにお楽しみいただけるステージをご用意します。プログラム詳細については、改めてお知らせいたします。この機会にぜひ、双葉町へお越しください。

● **日時** 令和4年11月5日(土)
10:00～14:00(予定)

- ▼ 午前の部：双葉町合併70周年記念式典及び表彰式
※会場の収容人数の関係で招待者のみの出席
- ▼ 午後の部：各種芸能文化団体による演目
民謡歌手 原田直之さん(浪江町出身)による歌唱

● **場所** 産業交流センター、屋外ステージ



【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎0240-33-0125

◆◆◆ 双葉町 空き家・空き地バンクについて ◆◆◆

町内へ帰還や移住定住を促進するため、令和4年8月30日に避難指示解除された地域の空き家・空き地の物件情報を登録し、町内へ居住を希望する方々へ、住居や宅地等を利活用していただき、町づくりを推進する仕組みです。

町内に空き物件を所有される「貸したい・売りたい」方のお問い合わせ、お申し込みをお待ちしております。

店舗や事務所等の空き事業所についてもご相談ください。

掲載物件を閲覧された「借りたい・買いたい」方のお問い合わせやお申し込みも受け付けています。

双葉町 空き家・空き地バンク
FUTABA TOWN HOUSE & LAND BANK

TEL 090-1404-3362
FAX 0246-84-9040
お問い合わせフォーム

ふたばプロジェクト



ご理解とご協力の
お願い

まちづくりのために、町内へ帰還・移住定住を促進することが目的です。現時点では、帰還困難区域内の空き家・空き地や避難指示が解除された地域であっても、山林・農地等の居住が出来ない物件は登録できません。

【問い合わせ先】



一般社団法人

ふたばプロジェクト



バンクURL: <https://futaba-pj.or.jp/landbank/>
バンクメールアドレス: house_land@futaba-pj.or.jp
バンク専用電話番号: 090-1404-3362
ふたばプロジェクト植田事務所: 0246-84-9040
受付時間: 午前9時～午後4時(土日祝、年末年始を除きます)

令和4年度 大規模火災対応訓練の実施について

令和4年10月14日(金) [予備日21日(金)] に双葉町中野地区・中浜地区にて大規模火災対応訓練を実施します。交通規制に伴い、周辺の通行にご不便・ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

● **訓練実施日時** 令和4年10月14日(金) 9時45分～12時30分

● **訓練会場** 双葉町大字中野地区・中浜地区地内

多数の消防、自衛隊等の訓練車両の通行やヘリの飛行を予定しておりますが、実災害ではありませんのでご注意ください。



訓練会場の県道391号(青線部分)は交通規制を実施し通行止となります。ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、西側の国道6号方面への迂回のご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 双葉消防本部 消防課 消防係(横山) ☎0240-25-8523

10月1日から7日は「公証週間」です

遺産相続、任意後見契約、金銭貸借、不動産貸借、離婚に際しての慰謝料、養育費などの問題は、後々にもめごとを引き起こしがちです。そんなとき遺言や当事者間の取り決めを公正証書にしておけば、トラブルを防止し、権利や財産を守ることができます。相談は無料です。お気軽にご相談ください。



【問い合わせ先】 いわき公証役場 ☎0246-23-4066



厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」



福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

【企業申込型】建設機械運転技能講習

● 玉掛け技能講習（3日間）

- 日 時… 11月 1日（火）～ 8:00～17:15
- 締 切… 10月18日（火）

● 小型移動式クレーン運転技能講習（3日間）

- 日 時… 11月25日（金）～ 8:00～17:15
- 締 切… 11月10日（木）

● フォークリフト運転技能講習（4日間）

- 日 時… 12月 6日（火）～ 8:00～17:30
- 締 切… 11月17日（木）

※受講料・テキスト代無料

※申込書に必要事項をご記入の上、添付書類を添えてFAXにてお申し込みください。

※申込締切後、該当事業の趣旨に基づき厳正に選考し、選考結果は電話にてご連絡します。

※【個人申込型】もあります。日程についてはお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

※新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、開催いたします。

共通事項

- 会 場… みなみそうま建設機械講習所
(原町中央自動車教習所)
- 定 員… 各10名(1事業所2名まで)
- 添付書類… 【自動車運転免許証のコピー】
お持ちでない方はお問合せください。
【雇用保険被保険者資格取得届
(事業主通知用)の写し】



【問い合わせ先】 ホームページ で検索

福島広域雇用促進支援協議会 福島統括窓口 (福島市中町4番20号 みんゆうビル202号)

☎ 024-524-2121 FAX 024-524-2125



消防署からのお知らせ

10月は台風が多い季節です!

台風は年間約25個発生し、その半数以上が7月～10月に集中しています。

令和元年10月には「令和元年東日本台風」が発生し、福島県内でも甚大な被害を受けました。被害を最小限にするためには事前の準備が大切です。

災害が起きてからではなく、起きる前からできる限りの備えをしましょう!



台風への備え 5箇条



- 家の外の備えを行う。(飛散物の収納、窓や雨戸の補強等)
- 家の中の備えを行う。(非常袋の準備、数日分の食料の準備等)
- 避難場所の確認及び安全に避難できる道を事前に確認する。
- 「台風情報」、「警報・注意報」等の最新情報を入手する。
- 台風接近中は不要な外出を控え、危険な場所(小川や水路等)へは近づかない。

令和4年度 全国統一防火標語【お出かけは マスク戸締まり 火の用心】

火事と救急は119番

<消防署連絡先>

- ・浪江消防署 ☎0240-34-4111
- ・富岡消防署 ☎0240-22-2119

知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

- **加入できる事業主**
建設業を営む方
- **対象となる労働者**
建設業の現場で働く人
- **掛金** …… 日額320円

特長

- ◎ 国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。
- ◎ 経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎ 掛金の一部を国が助成します。
- ◎ 掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎ 掛金は、インターネットを利用した電子申請での納付も可能です。
- ◎ 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆さまに対し、各種手続の特例措置を実施しております。

建退共から事業主の皆様へお願い

- 共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付して下さい。電子申請方式の場合は、労働者の就労日数に応じて退職金ポイントを適正に充当して下さい。
- 「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧下さい！！

※詳しいことは、下記問い合わせ先または最寄りの建退共支部へお問い合わせ下さい。



【問い合わせ先】 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 ☎03-6731-2867

双葉町社会福祉協議会

～ 10月 健康運動教室・サロンのお知らせ ～

こころとからだの健康のため、運動不足を解消しましょう。参加をご希望の方は、事前申し込みが必要となりますので、下記問い合わせ先へご連絡ください。

● 健康運動教室

会場	開催日	時間	問い合わせ・申込先
南東北総合卸センター 2階第6会議室 (郡山市喜久田町卸1丁目1-1)	① 第1、3水曜日 ② 第1、3木曜日 ③ 第2、4木曜日 のいずれか	13:30～15:00	郡山事務所 ☎024-973-5291
福島市老人福祉センター 2階研修室 (福島市仁井田字八ツ割川原3)	10月18日(火)		
双葉町役場南相馬連絡所 1階会議室 (南相馬市原町区青葉町2-62-2)	毎週水曜日	① 9:30～11:00 ② 13:30～15:00 のどちらか	南相馬出張所 ☎080-5730-1166

● 社協サロン

会場	開催日	時間	問い合わせ・申込先
福島市老人福祉センター 2階研修室 (福島市仁井田字八ツ割川原3)	10月21日(金)	10:00～11:30	郡山事務所 ☎024-973-5291
郡山市喜久田公民館和室3 (郡山市喜久田町堀之内字下河原1)	10月24日(月)		

環境省 福島地方環境事務所からのお知らせ

除染・解体工事について

●建物解体申請の締め切りについて

双葉町の旧特定復興再生拠点区域の建物解体の申請受付を以下の期間まで受け付けています。申請書類をそろえるのに時間を要する場合があるため、解体を希望する場合は、解体申請の受付窓口にお早めにご相談下さい。

【解体申請受付期間】 令和5年8月31日(木)まで

【解体申請受付窓口】 高島テクノロジーセンター(令和4年度環境省業務受託業者)

<場 所> 双葉町役場いわき支所1階(いわき市東田町2丁目19-4)

<受付時間> 月曜日～金曜日 8:30～17:15(祝日及び年末年始を除く)

<連絡先> ☎0120-773-275(フリーダイヤル)

片付けごみについて

●片付けごみの個別回収について

双葉町の旧特定復興再生拠点区域内における家屋について、家屋の片付けによって生じた片付けごみの回収を行っております。

【片付けごみ回収申込先】 双葉町片付けごみサポートセンター

<受付時間> 月曜日～金曜日 8:30～17:00(祝日及び年末年始を除く)
(※FAXによる受付は24時間行っております。)

<連絡先> 株式会社 新成建設(令和4年度環境省業務受託業者)

☎0120-115-261(フリーダイヤル) FAX:0120-115-271

※個別回収の申し込みは【令和5年8月31日(木)】で終了いたします。
環境省による回収をご希望の方はお早めに片付けごみサポートセンターへお申し込み下さい。

環境省 福島地方環境事務所からのお知らせ ～中間貯蔵施設について～

◇中間貯蔵施設見学会について

- ▶中間貯蔵工事情報センターでは、工事の進捗を紹介するため、中間貯蔵施設をバスで巡る見学会を開催しています。10月は、7日(金)、29日(土)を予定しています。
- 見学のお申し込み・お問い合わせは、中間貯蔵工事情報センター(☎0240-25-8377)までお願いします。(URL) http://www.jesconet.co.jp/interim_infocenter/index.html



◇輸送について

- 双葉町内中間貯蔵施設の受入・分別施設等への輸送の状況は下記のとおりです。
- ・令和4年度は、62,224 m³搬入しています。(2015年からの累計は3,870,464 m³) ※8月31日現在

◇放射線モニタリングについて

- ▶空間線量率の測定により、除染土壌等の搬入による周辺への影響は見られないことが確認されています。今後もしっかりと安全対策及び放射線の監視を行ってまいります。
- ▶中間貯蔵施設及び周辺モニタリングの結果については、以下のJESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)のHPで公表しております。(URL) <http://www.jesconet.co.jp/interim/operation/monitoring.html>



【問い合わせ先】福島地方環境事務所 中間貯蔵部 中間貯蔵総括課 ☎024-563-1293

広報紙の発送について

「広報ふたば」「ふたばのわ」は、1居所につき1部送付しています。

ご家族が別々の場所に引っ越された場合や、同居することになった場合など、広報紙の発送に関することは下記までご連絡ください。

なお、「広報ふたば」「ふたばのわ」の発送先となっている方がお亡くなりになられた場合については、1カ月程度後に発送を中止いたしますが、ご家族の方に発送先を変更することも可能です。下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎0240-33-0125

避難先を移動された方へ

避難先を移動された方は「避難住民届」を提出してください。

※移動先の届出がないと、町からの広報紙、各種通知などの郵便物が届かなくなりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】 戸籍税務課 ☎0240-33-0132



双葉の風だより

全国に避難されている皆さんから寄せられたお便りの一部をご紹介します

【文芸】

俳句・案山子鳥 大きく揺れて 出穂揃う

紅葉の 便り書こうか 声聞こか

・コスモスよ ちよっとおしゃべり
・しませんか

短歌・ミンくと 力の限り 鳴く蟬に

・勝ち進む 聖光ナイン 県民は

・手に汗握り テレビ釘づけ

今泉 禮子（長塚二）

人のうごき8月分 敬称略

お誕生おめでとうございます

氏名	生年月日	保護者	行政区
脇崎 蓮音	8月 2日	寿・真奈美	長塚二
相川 陽衣	8月 3日	允孝・薫	新山
山根 彩生	8月 9日	辰洋・光保子	下条

連絡のついた方で、了承の得られた方のみ出生、死亡の方の名前を掲載しています。

なお、掲載を希望しない場合は秘書広報課までご連絡ください。

お悔み申し上げます

氏名	年齢	死亡日	行政区
渡邊 榮子	90	8月 5日	鴻草
高松 平	75	8月 6日	鴻草
岩川スイ子	95	8月 6日	長塚一
中野ユキイ	92	8月 16日	羽鳥
秋元トミ子	95	8月 16日	山田
福田 幸司	78	8月 19日	郡山
船木ハツヨ	82	8月 19日	山田
大槻 アイ	87	8月 23日	寺松

秘書広報課

☎ 0246-84-5200（いわき支所代表）

双葉町民の避難状況 （令和4年8月31日現在）

※平成23年3月11日時点の住民基本台帳人口から死亡者を引き、出生者と転入者を加えた人口を示しています。

・福島県内に避難されている方 3,944人

・福島県外に避難されている方 2,721人

～ふるさと絆通信について～

ふるさと絆通信につきましては対面で行われる取材形式のため、令和4年10月号（第137号）については、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため順延いたしました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑みながら取材・掲載を再開する予定です。



今月のベストスマイル



8月29日、特定復興再生拠点区域の避難指示解除カウントダウンイベントで、お蕎麦を振る舞ってくださった皆さんの笑顔です。



編集後記

空が澄み、清々しい秋を感じられる頃となりました。

今月の表紙は、8月27日に行われた役場新庁舎開庁式の一場面です。コーラスふたばの皆さんの合唱により開会し、標葉せんだん太鼓保存会の皆さんの演奏により幕を閉じた開庁式。11年5カ月もの間旧庁舎内で保管されていた双葉ダルマへの目入れは出席された皆さまに見守られる中行われ、たくさんの方の町への思いが溢れる式となりました。

9月6日、7日には、双葉中学校の生徒が初めて町内を訪れました。双葉中学校の音楽室では、先生が弾き始めたピアノの周りに自然と子どもたちが集まり、最後には校歌の合唱となりました。双葉中学校で受け継がれてきた校歌で先生や生徒が自然とひとつになれる様子、そしておよそ11年半ぶりに音楽室に校歌が響いたことにとっても感動し、思わずシャッターを切りました。双葉中学校の音楽室で校歌を歌ったことは、生徒たちと聞いていたスタッフの心にずっと残ってくれると思います。

連絡先

- **双葉町役場 本庁舎**
〒979-1495
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
☎ 0240-33-2111
FAX 0240-33-2115
✉ futaba@town.futaba.fukushima.jp
- **いわき支所**
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19-4
☎ 0246-84-5200
FAX 0246-84-5212
✉ iwaki@town.futaba.fukushima.jp
- **郡山支所**
〒963-8024
福島県郡山市朝日一丁目20番2号
☎ 024-973-8090
FAX 024-933-5120
✉ fukushima@town.futaba.fukushima.jp
- **埼玉支所**
〒347-0105
埼玉県加須市騎西36番地1 加須市騎西総合支所2階
☎ 0480-53-7780
FAX 0480-53-7266
✉ saitama@town.futaba.fukushima.jp
- **南相馬連絡所** (午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分)
〒975-0039
福島県南相馬市原町区青葉町2-62-2
☎ 0244-32-1275
FAX 0244-32-1277
- **つくば連絡所** (月・火・水 午前9時～午後5時)
〒305-0044
茨城県つくば市並木3丁目1 551棟
☎/FAX 029-854-7511

○ **双葉町公式ホームページ**
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/>

○ **双葉町産業交流センター
公式ホームページ**
<https://www.f-bicc.jp/>



○ **双葉町公式YouTubeチャンネル**
<https://www.youtube.com/user/futabakoho>

○ **双葉町公式ブログ「ブログふたばのわ」**
<https://futabanowa.wordpress.com/>

